

規則第50条に基づき、外国の航空英語能力証明から切替を行った場合における航空英語能力レベル(以下「レベル」という。)及び規則第63条の5第3項に定める有効期間

国空航第 780 号

別 表

切替元国における航空英語能力証明に関する基準							
区分 1			区分 2		区分 3		
レベル評価基準、レベル区分及び有効期間が国際民間航空条約附属書第1に準拠している国 【該当国及び地域】 オーストラリア、ニュージーランド、香港、シンガポール			レベル評価基準は国際民間航空条約附属書第1に準拠しているが、レベル区分又は有効期間が我が国と異なる国 【該当国及び地域】 イギリス		レベル評価基準が国際民間航空条約附属書第1に完全には準拠しておらず、かつ、レベル区分が異なる又はレベル判定を行わない等によりレベルの対応関係も不明であるが、レベル4についての評価基準は我が国と同等であることが確認できる国 【該当国及び地域】 アメリカ、カナダ		レベル4の判定基準、レベル区分及び有効期間が我が国と同等であることが確認できない又は不明な国
レベル 6	レベル 5	レベル 4	切替元国におけるレベル				
我が国の航空英語能力証明に切替を	レベル	レベル 6	レベル 5	レベル 4	切替元国におけるレベルに相当する我が国のレベル	レベル 4	切替対象外
	有効期間	無期限	切替元国における航空英語能力証明の評価日(評価日の記載がない場合においては発行日)から起算して 6年	切替元国における航空英語能力証明の評価日(評価日の記載がない場合においては発行日)から起算して 3年	①又は②のうちいずれか短い期間 ①切替元国における航空英語能力証明の評価日(評価日の記載がない場合においては発行日)から起算した我が国における航空英語能力証明の有効期間 ②切替元国における航空英語能力証明の有効期間	①又は②のうちいずれか短い期間 ①切替元国における航空英語能力証明の評価日(評価日の記載がない場合においては発行日)から起算して3年 ②切替元国における航空英語能力証明の有効期間	切替対象外

備考:上記表に該当しない国、又は切替元国において航空英語能力証明に関する基準又は運用実態の変化等により、改めて基準の確認が必要となった国については個別に検討する。